

「第1回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時：平成29年6月2日（金） 14:00～16:30

開催場所：直方市庁舎8階 808会議室

出席者：（委員）服部会長・岩尾副会長・寒竹委員・津田委員

（事務局）増山総合政策部長・浜田契約係長・安部・梅田

議題1.直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について

議題2.公契約審議会委員の任期と今後の審議会の開催について

議題3.その他

議題1.直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について

会長	<p>それでは、平成29年の第1回直方市公契約審議会を開催する。</p> <p>まず、議題（1）「直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>資料の「直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について」をご覧ください。</p> <p>平成28年度の公契約条例対象事業の契約受注者21社に対し、アンケート調査を実施した。実施期間は、平成29年4月17日から4月28日まで、回答数は18通、回収率は85.7%であった。</p> <p>なお、表紙の中段にアンケートのQ1からQ9までの集計結果の概要を記載している。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>ここからは、アンケートの質問項目及び回答である。なお、質問に対する自由意見は、事業者からの回答内容をそのまま掲載をしている。また、参考として昨年のアンケート結果を表中に記載をしている。H27が前回の回答で、H28が今回の回答となる。</p> <p>では、「Q1 平成28年度に公契約条例対象案件を請け負っていただきましたが、『公契約条例』について、どれぐらい理解できていると自己評価されますか」という質問に対しては、回答いただいた約90%の事業者が、「理解できている」「まあまあ理解できている」との回答であった。なお、「あまり理解できていない」と回答された事業者からは、「説明会や講習会等があれば参加して理解を深めたい。現状は完全に理解できていない。」との意見が寄せられた。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>「Q2 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する方の適正な労働条件の確保に結びつく成果がありましたか」という質問に対しては、「成果があった」と答えた事業者は5社、「今後成果がある」と考え</p>

た事業者が 8 社で、全体の 72.2%が「成果があった」「今後成果があると考ええる」との回答であった。

なお、「成果があった」と回答した事業者からは、「労働賃金を上げてからは、労働者の労務態度も変化し、仕事に対する熱意も向上し、会社としては大変成果があったと思う」や「最低賃金の引き上げになった」等の意見が寄せられた。

反対に、「成果はない」「今後も成果は出ないと考える」と回答した事業者からは、「労働者の対象が 60 歳未満ということなので、当社の場合、対象者がほとんどおらず、したがって成果はないと言える。かといって、年齢制限を設けないことになっても困るが。」といった意見も寄せられた。

4 ページをご覧ください。

「Q3 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか」という質問に対しては、「活性化につながった」が 2 社、「今後、つながると考える」が 11 社で、全体の 72.2%の事業者が、「つながった」「今後、つながると考える」との回答であった。

なお、「地域経済・地域社会の活性化につながった」と回答された事業者からは、「今まで切り詰めた食費の中で生活していたことが、週末に家族で外食できるようになったと聞いた」という、非常に喜ばしい意見をいただいた。

反対に、「活性化につながったと感じられない」「今後も活性化につながるとは思えない」と回答した事業者からは、「賃金向上は図れるが、受託・請負業務の受注価格向上を同時に図る政策が必要。競争入札等では大手など売上をもつ企業に固定費での格差が発生することになり、資本や体力の格差が歴然としてくる。地元企業の対象案件への参加は難しくなるであろう」という様な意見も寄せられた。

6 ページをご覧ください。

「Q4 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか」という質問に対しては、「工事・業務の質が向上した」や「今後、工事・業務の質の向上につながる」という意見と、「特に今までとは変わらない」「今後も今までとは変わらない」という意見に分かれた。

なお、「特に今までとは変わらない」と回答した事業者からは、「質の向上については、職人一人一人が責任を持ってやっているの、条例があってもなくても最良の質を求めて仕事をやっている」という意見が寄せられた。これは事業者として、責任を持って真剣に取り組んでいるという意見だと思われる。

7 ページをご覧ください。

「Q5 公契約条例が適応される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか」という質問に対しては、昨年同様に 1 つの手法に偏ることなく、掲示であったり、書面であったり、様々な回答をいただいた。

なお、自由意見欄の中にもあるが、「掲示するとともに月末の会議、全体の会議で周知している。労働者からは公平で公正な契約条件、公契約により質のよい労務の提供が実現できると理解している」という様な意見も寄せられ

た。

9 ページをご覧ください。

「Q6 労働者等から、公契約条例に関することで相談や問い合わせを受けたことがありましたか」という質問に対しては、「あった」と回答した事業者が3社、全体の16.7%あり、相談の内容は「二次業者より職種の選択、賃金・手当金の範囲について」等の質問を受けたとのことであった。

10 ページをご覧ください。

「Q7 労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える点がありますか」という質問に対しては、83.3%の事業者が「必要ない」と回答し、「今の方法がわかりやすく、提出しやすい」や「よくできていると感じた」との意見をいただいた。反対に、「見直しが必要と考える点がある」と回答した事業者からは、「事務処理が増えて、少し負担が多くなった」との意見が寄せられた。

11 ページをご覧ください。

「Q8 労務報酬下限額の設定の考え方に関して、課題と考える点がありますか」という質問に対しては、55.6%の事業者が、「課題はない」との回答であった。しかし、「課題がある」と回答した事業者からは、「最低賃金に比べて多少高いように思える」や「下限を90%以上とし、労務単価だけでなく、その他設計内容も十分反映されるように」といった意見も寄せられた。

12 ページをご覧ください。

「Q9 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることやわからないことがありますか」という質問に対しては、「困っていることやわからないことはない」と回答した事業者が12社で、全体の66.6%であった。しかし、「困っていることやわからないことがある」と答えた3社からは、「事務処理の簡素化」をはじめ、自由意見欄に記載のような意見をいただいた。

最後に、13 ページをご覧ください。

「Q10 その他、直方市公契約条例に関して、ご意見・ご要望等がございましたら、ご自由にご記載ください」に対しては、「品確法及び入契法を順守することが、何よりも求められています」や「元請として下請協力会社への説明が必要であり、周知把握してもらうには時間を要する」といった意見があった。中でも、「本市における公契約条例について十分精査されているし、留意もされていると考えています。あわせて、地域振興に取り組んでいただいているので、小規模事業者の経営環境も少しずつ好転し、適正な労働報酬の支払いも確保されていくと考えています」といった、まさに公契約条例の目的とも言える意見も頂戴した。

今回、様々なご意見をいただいたが、条例の目的でもある「労働者の適正な賃金や労働条件の確保」や「工事、業務の質の向上」、「地域経済の活性化」等には、昨年と同様に一定寄与しているのではないかと思われる。

アンケートの集計結果の説明は以上である。よろしくお願ひしたい。

会長

アンケートの集計結果について、ご意見・ご質問がある方はいらっしゃる

副会長	<p>か。</p> <p>「Q4 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか」という質問で、「つながった」との回答が 8 件、「特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える」も 8 件である。何か意見が分かれている原因があるのではないか。我々委員も含め、市としても、何らかの対応策、どこに原因があるのかということを考えなければならぬ。アンケートを実施するだけでは意味がないと考える。</p>
事務局	<p>副会長が言われたのは、自由意見の③のところかと思われる。</p> <p>③の一番上の「質の向上は条例があってもなくても」というご意見は、業務に取り組む意識についての回答だと思われる。また、二番目の「対象者がほとんどいないので③にならざるを得ない」は、業務委託の事業者からのご意見かと思われる。</p> <p>本市は、東京都の多摩市を参考に条例制定に取り組んだ。条例制定前の直方市公契約条例策定審議会でも各委員に議論を頂いたが、年齢制限を設けることで「年金受給者等、高齢者の雇用の場の確保」という目的から、本市も多摩市同様に 60 歳以上を対象外とした。なお、多摩市の担当者に電話をして、「現在も 60 歳以上は対象外であるか」と尋ねると、今も対象外とのことであった。</p> <p>また、四番目に「公契約条例と質の向上とは、あまり関係性はないと考える」というご意見があった。公契約条例に関して、行政からのアナウンスが不足しているということも考えられる。この件については、我々工事担当と業務委託担当が、しっかり意思の疎通を図り、公契約条例の周知に取り組んでいきたいと考えている。</p>
会長	<p>私が気になった点に、「労務報酬下限額が毎年かわるので、差額の支給が受注者負担になっている」という様な記載があった。</p>
事務局	<p>Q9 に記載の業務委託受注者からのご意見だと思われる。</p>
会長	<p>これは、労務報酬下限額が毎年上がるので、給料に上昇分を反映させているという意味であろうか。</p>
委員	<p>複数年契約の場合、契約途中で労務報酬下限額が上がったとしても、契約当初の労務報酬下限額を支払うというのが基本的な考え方である。</p>
会長	<p>本来はそうである。もしかすると、この事業者は労務報酬下限額の上昇に伴い、毎年上げているのかもしれない。運営を圧迫しているとの記載は、そういう意味かもしれない。</p>
副会長	<p>しかし、それは労働者にとっては良いことだ。頑張っていたきたい。</p>

会長	ただ、それで本当に経営が圧迫されるのであれば、条例の趣旨を読み違えているということをアドバイスしてあげなければならない。
事務局	今回のアンケート結果では、非常に嬉しいご意見を頂戴し、事務局としても励みとなった。しかし、反対のご意見に目を向け、少しでも「反対である」という意見が減らせていけるよう努力したい。また、公契約条例が地域に浸透して行くことで、どの様な影響をもたらすのかも検証したいと考えている。
委員	様々な意見が寄せられる中、本音の部分も出てきた。
会長	「仕事に対する情熱が向上し、会社として大変成果が上がった」や「週末に外食に行けるようになった」という意見もあった。嬉しい意見である。
事務局	本当に、嬉しい限りである。
委員	アンケート結果を見る限り、以前と比較すると、すごく前進した様な気がする。まだまだ、結論に至るものではないだろうが、アンケート結果だけを見れば、公契約条例を導入して、直方市としては良かったと我々は判断ができる。 ただ、アンケート結果では 7 割の方が公契約条例を認めてくれているが、残り 3 割の方が納得のいく方向に近づける努力が、今後は必要である。
副会長	要するに、悪い所から直していくということである。そうすれば、「良い」の割合は上がる。
委員	労働組合総連合は、自治体に対して制度政策要求を行っている。各自治体へ公契約条例の制定を求めているが、中々理解が得られていないというのが現状である。また、建設業組合や商工会の方々にも余り理解されていない。 今後も公契約条例の制定に向けての取り組みを続けたいと考えているが、直方市や建設業組合からも公契約の周知等について、ご協力をいただきたい。
副会長	公契約条例の学習会の開催等、必要とあればいつでも講師として行く準備はある。公契約条例の普及は、大切なことだと考えている。
委員	質問だが、直方市での総合評価方式の入札案件は何件程度か。
事務局	平成 29 年度については、現在のところ 1 件実施の予定である。なお、平成 28 年度は 3 件であった。
委員	総合評価方式の対象範囲は、設計金額で言うといくらか。

事務局	<p>設計金額が1億円以上のものが、総合評価の対象工事である。</p>
副会長	<p>総合評価だが、設計金額5,000万円以上まで対象範囲を広げないと業者は真剣に取り組まないと考える。対象範囲を拡大すれば、このアンケート結果も大きく変わると思われる。公契約条例を実のあるものにするためにも、真剣に取り組まなければならない。</p> <p>総合評価方式では、価格と品質が総合的に優れた業者が落札者となるため、良い品物が完成する。落札業者の決定を厳しくすることで、最終的に公共施設の長寿命化に繋がる。これが形となったものが、品確法という法律である。</p> <p>インフラ整備というのは、質の良い物を造って、市民に返すというのが本筋である。我々、建設業者は市に代わって仕事をして、完成した物を市に渡すだけでは意味がない。直方市民が利用される物であるから、市民が使いやすいように良い物を造らなければならない。</p> <p>総合評価において、品質を良くするための項目を設定し、対象範囲を設計金額5,000万円以上に拡大することで、より良くなると考える。そこを市としても検討していただきたい。</p>
事務局	<p>現状では、設計金額が1億円以上の工事において、総合評価方式の入札を実施している。価格と価格以外の要素、例えば工事の施工実績や工事成績、技術者の資格等、総合的に判断をして落札業者を決定している状況である。</p>
副会長	<p>公共工事は、工事の難易度等を考慮して発注すべきである。長期間、使用可能な物を造らないと意味がない。</p>
委員	<p>直方市は、総合評価の対象範囲を「設計金額5,000万円以上」に改正する予定はあるのか。議論をしていると、そうすべきと感じられた。</p>
事務局	<p>総合評価の対象範囲をはじめ、入札制度等については、日々検討を行っている。しかし、現状では、設計金額1億円以上のものを総合評価で、それ以外は、各業種のランク毎に入札を実施している状況である。</p>
委員	<p>現状は理解したが、先々、改正する気持ちがあるのかないのか。公契約条例の対象工事は、予定価格5,000万円以上である。</p>
副会長	<p>品確法でも、総合評価の拡充等が謳われている。また、公契約の適用範囲も予定価格5,000万円以上に拡大をした。拡大したことで、アンケートも良い結果が出てきた。総合評価を拡大すれば、入札参加業者は落札するために自社の技術力等の向上に取組み、全体的に良くなっていくと思われる。</p> <p>委員はご存知だと思うが、国土交通省の検査に「竣工後、3年経過して評価する」というものがあると思う。</p>
委員	<p>舗装工事における、完成後の事後評価のことでしょうか。確かに、品質保</p>

会長	証契約制度がある。
事務局	質問だが、例えば公契約条例に違反して、労務報酬下限額を支払っていないとする。この様な場合、総合評価では減点する評価項目等はあるのか。
会長	現状、企業の優劣を決める評価項目は設定されているが、条例違反での減点項目はない。そもそも、条例違反があれば、その段階で業者指導を行う。指導等を受けても事態が改善されなければ、最終的に契約解除や指名停止を行うこととなる。なお、指名停止を受けた事業者は、入札へ参加できないことは勿論、下請業者にもなれなくなる。
副会長	公契約条例の周知のためにも、ぜひ労働組合に頑張ってもらいたい。
副会長	直方市は、近隣に先駆け公契約条例を導入したが、まだ目指す所の 3 割程度しか進んでいないと私は考える。1 つのことを成功させようと思えば、それに対する問題は 3 つも 4 つもある。しかし、その問題を 1 つずつ解決して物事を進めていかなければならない。今後は、発注者と受注者の双方が、真摯に取り組み、アンケート結果に記載されている様な問題を 1 つずつ解決していかなければならない。
会長	アンケート集計結果について、他にご意見・ご質問はないか。
各委員	特になし。

議題 2. 公契約審議会委員の任期と今後の審議会の開催について

会長	議題 (2) 「公契約審議会委員の任期と今後の審議会の開催について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局より 2 点、説明させていただく。 1 点目は、「本審議会委員の任期について」である。資料の直方市公契約条例の手引き 20 ページをご覧ください。公契約条例第 11 条に委員の任期が規定されている。第 11 条第 1 項に記載のとおり、「委員の任期は委嘱の日から 3 年とし、再任を妨げない」となっている。 委員の皆様には、条例施行前の策定審議会をはじめ、本審議会の発足当初よりご協力いただいているが、本年 10 月末をもって任期の 3 年を迎える。 そこで、今後のスケジュールであるが、本年 10 月に委員の承認手続き等を予定している。委員の皆様におかれましては、今後も本審議会へご理解・ご協力をお願いしたい。 2 点目は、「今後の審議会の開催について」である。先のアンケート集計結果にもあるように、公契約条例の対象案件は増加傾向にある。そのため、事

	<p>務局としては、今年度新たに対象となる数十件の状況を確認しながら、審議していただく案件が発生した場合に適宜、審議会を開催させていただきたい。</p> <p>そこで、今後の審議会だが、審議していただく案件が発生した場合に開催させていただき、対象案件が生じなければ、来年 3 月に予定している「労務報酬下限額の決定等に関する審議会」の開催とさせていただきたいが、いかがか。</p>
会長	審議会委員の決定等は、具体的にどの様に行うのか。
事務局	内部協議を行うが、最終的には市長に判断を仰ぎ、決定することとなる。
会長	次回の審議会だが、平成 30 年 3 月開催でよろしいか。
委員	<p>今回のアンケート結果を基に本審議会でもどこまで議論していくかであるが、少し分析する時間を頂きたい。問題点は、「今後につながらない」というご意見をどう解決していくかである。近隣に公契約条例の参考となる自治体がないので、自分たちで模索していかなければならない。この場は、公契約に限っての審議会ではあるが、入札制度や直方市の発展のあり方など、様々な意見交換が出来る良い場でもある。何か自由な意見を持ちより研究できればと思うが、いかがか。</p>
委員	<p>指定管理者制度で新規に該当する案件や予定価格 5,000 万円以上に拡大したことで、建築工事や土木工事がどの程度該当するか、その辺りの検証も必要であろう。</p> <p>委員の任期は 10 月末までだが、その間で何か案件があれば随時審議会を開催するのだから、今後も繋がっていくのではないだろうか。</p>
事務局	先程、申し上げたように案件が発生すれば、随時開催させていただく。しかし、審議案件等が生じなければ 3 月の開催をと考えている。
副会長	審議会の開催については、開催日を固定せずに随時行えるようにしてもらいたい。
会長	公契約審議会委員の任期と今後の審議会の開催について、他にご意見・ご質問はないか。
各委員	特になし。

議題 3. その他

会長	議題 (3) 「その他」について、委員、資料の説明をお願いします。
委員	<p>いつも、労働者側の意見として労務報酬下限額を設計労務単価の 80% から 90% に引き上げてほしいと主張を行っている。その度に国の制度等について、資料を用いて皆さんにお知らせしているところである。</p> <p>今回は、平成 29 年 3 月 14 日付の記者発表資料で、国の直轄事業を実施する国土交通省や文部科学省、都道府県、政令市等に通達を出したものである。</p> <p>資料の 1 ページをご覧頂きたい。公共事業において、これを下回ると品質に影響するおそれがあるという下限額の算定方式である。なお、記載の直接工事費とは、機械のリース代等の機械経費や労務費、材料費等である。</p> <p>まず、機械経費であるが、機械のリース等の取引は大量に行うことから、標準的なリース料の 95% での積算となっている。また、材料費についても機械経費と同様であるが、労務費については 100% 計上することとなっており、最終的に直接工事費の積算は 97% という考え方である。</p> <p>次に共通仮設費だが、工事に係る仮設分であるため、最終的には残らない物である。例えば、現場までの工事用道路や一旦建物を移設して、工事終了後に元に戻すという附帯的な部分で積算は 90% である。また、現場管理費は現場小屋をはじめ、現場管理のために必要なもので積算は 90% である。最後に一般管理費だが、会社を維持管理するための経費であり、積算は 55% である。これが、国で言うところの最低入札価格、市での最低制限価格となる。</p> <p>直接工事費中の労務費については、100% 計上するというのが、本年 4 月からの考え方である。そのため、直方市でも今年 4 月以降の入札では、この方式を採用していると思われる。</p> <p>これらを踏まえ、公契約条例で定めている設計労務単価の 80% という労務報酬下限額を、どのタイミングで引き上げるのかということを引き続きの課題として議論していきたい。</p>
副会長	<p>今月 8 日に国土交通省九州地方整備局との意見交換会が行われるが、一般管理費については基準が改正されていない。一般管理費とは、会社の利益でもあるが、新規採用者を一人前の技術者に育てる経費も、ここから出されている。若い人材を雇用して、育てる費用を会社の利益から捻出する訳である。最低制限価格の一般管理費 55% 積算では、全くその余裕がない。しかも、最低制限価格は 90% が上限である。算定方式が改正され、数字上では上昇した様になっているが、実際は変わらないのである。その事を意見交換会で発言するつもりである。</p> <p>私が配布した資料をご覧頂きたい。鉄筋の公共建築数量積算基準についての Q&A である。まず、積算基準と施工基準の違いについて申し上げたい。我々、建設業者は、施工基準により建設工事を行っている。しかし、積算基準では、鉄筋の数量を計算する場合、「フックはないものとする」又「継手についても計算しなくてよい」となっている。鉄筋の加工時の切り無駄等を考慮して、</p>

補正が4%増と記載されているが、実際には鉄筋量が全く足りずに、いつも1割以上が不足する。

【国土交通省資料】

フープ、スターラップ、幅止筋の鉄筋数量の算出について説明

- ・ 施工数量は、主筋を囲む外周の長さにフックの長さを加えた長さ
- ・ 積算数量は、鉄筋の位置にコンクリートのかぶり厚さを加えた外周（コンクリートの外周）の長さ
- ・ 公共工事の補正4%に対し、民間工事の補正10% 等

施工基準には、1本1本のフックの角度から端末の長さ、組み立ての図面まで記載されている。しかし、積算基準と施工基準が異なるため、民間の積算センターで試算している状況である。国土交通省に対して、基準を改正しなければ良くなる旨の質問を行ったが、「そんなはずはない」との回答だった。この件については、ぜひ改正をして頂きたい。

次は、設計労務単価についてである。ここ数年、設計労務単価は改善され上昇してきている。また、賃金や物価等の急激な変動に対処する措置として、インフレスライド条項がある。しかし、インフレスライド条項では、100分の1を超えない場合は対象外となるため、労務単価が改善されても、インフレスライド条項に該当しないので意味がない。また、コスト情報誌、「建設物価」等にも設計労務単価が改正されたと記載されていない。

資料は、2016年3月発行の「建設物価」である。表紙には「公共工事設計労務単価（平成28年2月から適用）を掲載」と書いてあるが、本の一番後ろに資料が付けてあるだけだ。そもそも、「建設物価」には市場の取引価格が、事細かく記載されているが、3年程単価の変更がほとんどされていない。公共事業の設計労務単価が上っても、コスト情報誌の市場調査等に設計労務単価の改正が反映されていないということである。このことは、国に変えてもらわなければどうにもならないので、今後も変える運動を続けていく。

3番目に、「公共建築工事積算基準」と「公共住宅建築工事積算基準」についてである。公共建築工事積算基準は、国土交通省が出している基準で、市庁舎や商業ビルのような物に適用される。また、公共住宅建築工事積算基準は、市営住宅や県営住宅に適用されると思って貰うと分かりやすい。同じ積算基準でも、それぞれ内容が異なるのである。

資料は、平成25年度版の「公共住宅建築工事積算基準」である。これを見てもらうと分かるが、荷揚用揚重機械の費用は共通仮設費率に含まれることになっている。しかし、公共建築工事積算基準では共通仮設費率に含まれず積み上げ積算することになっている。

公共住宅建築工事積算基準では、共通仮設費率に含まれているということから、県や市も共通仮設費率でのみ計算する。これが現場と乖離しているため、国土交通省に問い合わせを行った。国土交通省の回答としては、「必要で

	<p>あれば積み上げて計算して良い」と積算基準には書いてあるとのことだった。次回の意見交換会では、とにかく統一して頂きたいとお願いするつもりである。</p> <p>この様なことが重なって、積算では一式や率で上がってくるため、最終的に数量が不足することになる。そうなれば、この不足分の負担等が、下請や労務賃金等に行くのである。市は県に、県は国の基準どおりに行っているの で、国から改正して頂きたいという事である。</p> <p>資料の新聞記事「公共建築の問題点指摘」をご覧頂きたい。これは、平成29年5月1日の「全中建だより」である。私は建設業協会に所属しているが、全国規模で「全中建」という団体がある。全国の中小企業建設業団体のことである。</p> <p>新聞記事にラインを引いているが、「積算の代価表の乗率の欄に 0.5 から 0.8 の表示があり、メーカーからの見積額の 8 掛け、5 掛けの価格で積算をしている発注者がある」として実状に反した積算を認めた。これは実際の歩掛り表を基にした、意見交換会で出たものである。それに対し、国土交通省は、「そんなことは全く論外であり、考えられないことである。この件に関しては実態を調査する」と言う事をはっきり打ち出している。代価表、歩掛り表など、その中に労務単価が隠れているのである。要するに、労務単価が幾ら上がったかというのは、全く設計図書の中には出てこないのである。これでは、本当に労務単価が上がったのか分からない。</p> <p>現在、国土交通省は元請業者に対して、下請業者から見積書を貰う場合は、消費税の様に福利厚生費をきちんと別途計上した見積書を徴収して、金額に反映するようになっている。ならば、発注者がまずそれに従って貰わないと、我々事業者はどこにどれだけ入っているか良く分からないと相談をしている。</p> <p>今年の4月1日から、受発注者間で数量書の間違え等、積算上で疑義が生じた場合は、受注者が申し入れすれば発注者と協議して設計変更すること、請負契約書に明記することが通達で出されている。受発注者間での協議が確実に実施される事によって、労働者の賃金、公契約条例の精神も達成されるのではないかと思う。要するに、公契約条例を拡充させるためには、様々な問題を解決していかないと本当の良い物にはならない。</p> <p>技術的な部分分からないので、教えてほしい。</p> <p>資料の鉄筋数量の算出についてだが、コンクリートの外周と 4 センチかぶりの内側の鉄筋では、長さがかわってくるのではないか。</p> <p style="text-align: center;">【委員によるスターラップやフックに関する図解説明】</p> <p>フックは、鉄筋の端に必要な長さをとって曲げることで、鉄筋が動かないようにするというものである。図面上で、スターラップ 1 本 1 本の長さを積算するのは大変である。そのため、コンクリートの外周の長さとするれば鉄筋</p>
会長	
委員	

	も十分足りているのではないかという積算の簡素化である。
副会長	そのとおり、積算の簡素化されたものである。しかし、我々建設業者は簡素化出来ないので、施工基準で行う。
委員	実勢価格と簡素化した積算に差が生じるとのことであるが、国土交通省も現状がどうなのかということをぜひ実証したい。
会長	鉄筋数量の算出については、了解した。 委員、ちょっと質問であるが、最低制限価格の内訳は、直接工事費が 0.97 掛けると変わったのに、金額設定の範囲が予定価格の 10 分 7 から 10 分の 9 と変わっていないのはなぜか。
委員	工事の内容によっては、労務費や機械経費が、工場製作する材料より高いものもあれば、据付経費や労務費等が殆ど掛からないものなど様々である。そのため、予定価格に 70% から 90% の幅が設定されている。予定価格 70% と言えば多分、土木業種ではなく、機械器具設置等の業種ではなかろうかと思われる。
副会長	現状、直方市の最低制限価格は予定価格の 90% 程度である。
委員	機械器具設置工事や電気通信工事等では、工場で製品化された物を現場で据え付けることが多い。そのため、現場作業等に関する現場管理費や共通仮設費が少額となり、予定価格 70% という工事もまれにある。土木工事等では、その様な事がないため、最低制限価格は予定価格の 90% を保っている。
会長	これは別段、 10 分の 9 が上限みたいに書いているが、これ以上行っちゃいけないと言っている訳ではないのか。
副会長	それは国土交通省が決定している事で、最低制限価格は予定価格の 90% が上限である。上限を撤廃していただきたいと要望しているが、難しい状況にある。国土交通省の直轄工事では、低入札価格基準を採用しており、 90% まで行く工事が余りない。ちなみに、直方市では土木工事や建築工事では約 90% である。 先程、委員が説明されたように、現場で据え付けるだけと言ったら、経費が下がる。それにより、最低制限価格も低くなってしまう。直方市では大体、 88% か 89% 程度である。その代わりに 90% を超えてはダメという基準になっている。 国土交通省の説明では、労務単価 100% に改定したと言われるが、最低制限価格では、 90% を越えないのである。
委員	これは一般管理費が 55% 積算のため越えないのである。

副会長	<p>国土交通省は、若年者を採用する様に呼びかけているが、現実問題として若年者を現場に出すには、誰か指導者を付けて置かなければ危険である。</p>
委員	<p>確かに指導者を配置する必要がある。</p>
副会長	<p>だから、若年者を採用するにしても、一般管理費が55%では、難しい状況なのである。</p> <p>委員に説明して頂きたいが、アメリカやヨーロッパ等では、どの様な物を造るのか施工方法や品質管理等を発注者に提案し、たとえ予定価格を越えていたとしても発注者が審査・採用すれば、契約するということがある。しかし、日本の場合は、予定価格が定められており、それを超えると排除される。</p>
委員	<p>諸外国では予定（上限）価格以上でも、両者合意すれば契約は成立するのである。日本の場合、会計法があり、国や地方自治体の積算に間違いとの考えの下、予定価格を超えると失格という契約で制度ある。</p>
委員	<p>近年、設計労務単価は上昇傾向にある。また、法律等も改正されており、本市をはじめ近隣自治体等の状況を今後も注視する必要がある。全ての自治体で、新単価にて積算していると思われるが、最終的に入札時の最低制限価格が影響しているのである。若年者の育成等の問題を考えると、やはり予定価格の95%程度は必要かと思われる。</p>
副会長	<p>同感である。また、今後は価格競争だけでなく、総合評価方式により技術力で競争すれば、自然と品質も良くなってくる。そうなれば、補修等の経費もかからない。我々建設業者は、本当の意味で良い物を造りたいと考えている。発注者と受注者の双方が、そういう気持ちにならないといけない。</p>
委員	<p>副会長が技術力という言葉で言われたように、国は総合評価や品質の保証制度等を導入している。例えば、舗装工事を例に出すと、5年間透水率95%以上を守り続けるような排水性を保証する舗装工事において、5年目でも雨水が95%を通るかどうかを検査する。検査の結果、基準を満たさない場合は再度舗装をやり直すという様な契約を締結している。排水性を維持するため幾らか粗い目での砂利を使うが、特殊なアスファルトを使用して接着力を高める。接着力が高いため、タイヤの据え切り等でも小石が分離しない。この様に価格ではなく、技術力で勝負するという工事も、全てとは言えないが、九州管内でも実施している。</p> <p>技術力で勝負する事が、結果的に舗装の寿命を延ばして、維持管理費がかからない事に繋がる。当初は高めの落札価格にはなるが、舗装が長く持ち、次の更新までのスパンが10年、15年と長くなれば、トータルコストでは安価となる。本当に良い物を造って長くもたせるとというのが、今の公共事業の考え方である。技術力のある職人を育成するには、それなりの賃金も必要と</p>

副会長	<p>いう事である。</p> <p>国土交通省では、使用する新技術を登録して、それが何年もつと保証しなければならない。その意味では、非常に厳しい。</p>
委員	<p>財政危機が影響をして、コスト縮減、何でも安価にすれば良いという方針で、工事の労務単価は減少し、世の中の労働者の賃金もどんどん下がっていった。これが、デフレスパイラルである。</p> <p>今後は、政策的に回復させると安倍総理も言っている。労働者の賃金を上げ、好循環で景気回復するという施策を実施している。その施策に、公契約条例は合致していると考える。そのことを感じ取って、アンケートに回答してくれた方もいる。これは、非常に良いことだと思う。私は、今後この町が住み良くなるためには、どうあるべきかという議論を行いたい。この場が、その一助になればと心から願っている。</p>
会長	<p>それでは、本日の議論はここまでとする。</p>

4. 会議録署名委員の指名

会長	<p>本日の会議の議事録署名委員を指名する。今回は、岩尾副会長と津田委員にお願いする。</p>
両委員	<p>了承した。</p>

5. 閉会

会長	<p>これをもって、第1回直方市公契約審議会を終了する。</p>
----	----------------------------------